

令和7年

第4回市議会定例会 議案第13号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（
平成26年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児に対して地域型保育事業者が行う健康診断に関する規定を整備するため